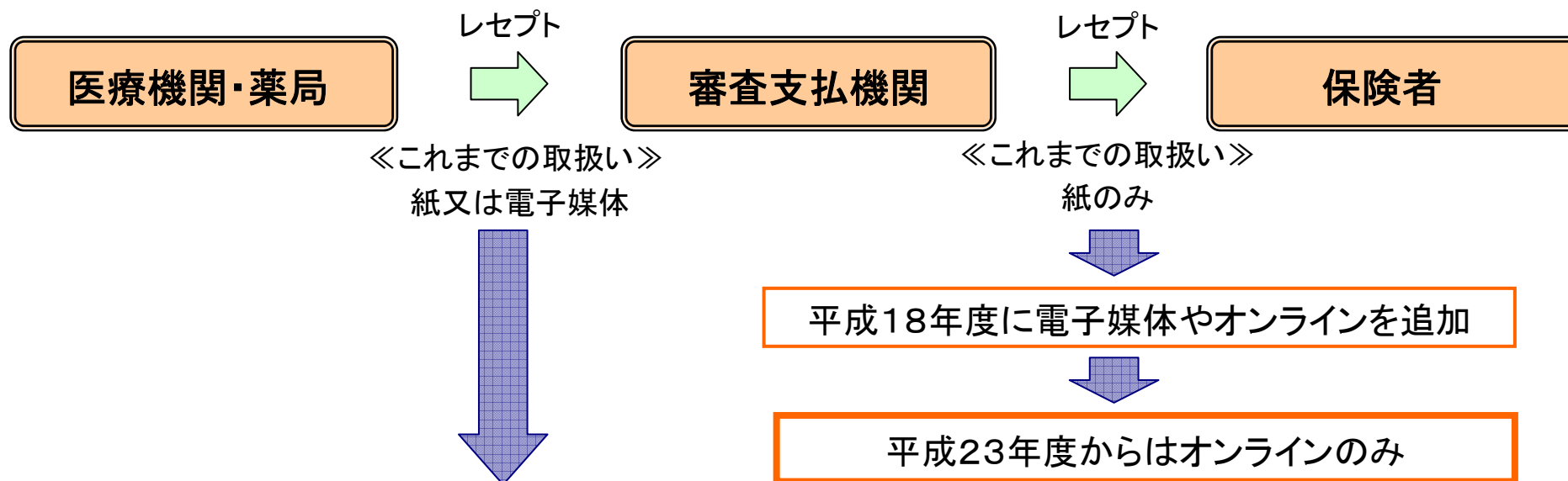


レセプトのオンライン化の状況について

厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室

レセプト(診療・調剤報酬明細書)のオンライン化



1. 平成18年4月から、これまでの紙又は電子媒体に加えて、オンラインによる請求も可能

2.

① 平成20年4月からは、段階的にオンライン請求に限定

- ・ 病 院 : 規模、コンピュータの機能・導入状況により、20年度から(400床以上)、21年度から(400床未満)等
- ・ 診療所 : コンピュータの導入状況により、22年度から(既に導入している診療所)、それ以外は23年度から
- ・ 薬 局 : コンピュータの導入状況により、21年度(既に導入している薬局)から、それ以外は23年度から

② 平成23年4月からは、原則として全てのレセプトがオンライン化

→ :紙、電子媒体又はオンラインによる請求
 (オンラインについては、平成18・19年度は個別指定)
 ⇨ : ()内の日付以降、オンラインによる請求に限定

【 医 科 】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度～
病院①	400床以上+レセ電有						
	400床以上+文字対応			⇨			
				(20.4.1)			
病院②	400床未満+レセ電有						
	400床未満+文字対応				⇨		
					(21.4.1)		
病院③	レセコン有						
	+レセ電無 +文字非対応					⇨	
						(22.4.1)	
病院④	レセコン無						
	(⑤を除く)						⇨
							(23.4.1)
病院⑤	レセコン無						
	+少数該当+既設						⇨
							(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

【 医 科 】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度～
診療所①	レセコン有						
						⇨	
						(22.4.1)	
診療所②	レセコン無						
	(③を除く)						⇨
							(23.4.1)
診療所③	レセコン無						
	+少数該当+既設						⇨
							(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

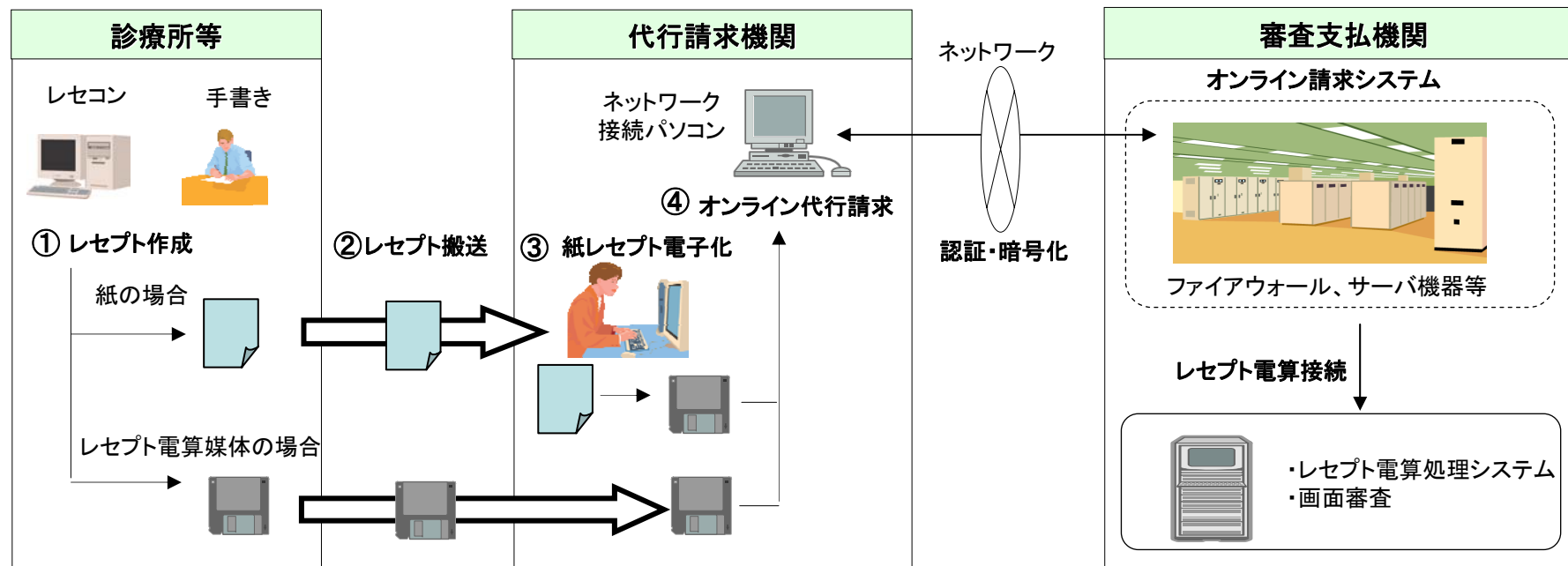
【 菌 科 】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
病院・診療所①	レセコン有						
							⇨
							(23.4.1)
病院・診療所②	レセコン無						
	(③を除く)						⇨
							(23.4.1)
病院・診療所③	レセコン無						
	+少数該当+既設						⇨
							(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

【 調 剤 】		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度～
薬局①	レセコン有						
							⇨
					(21.4.1)		
薬局②	レセコン無						
	(③を除く)						⇨
							(23.4.1)
薬局③	レセコン無						
	+少数該当+既設						⇨
							(23.4.1から2年の範囲内で別に定める日)

注1. 「レセ電有」とは、レセプトコンピュータでレセプト電子請求を行っている場合をいう。
 注2. 「文字対応」とは、レセプトコンピュータにレセプト文字データ変換ソフトの適用が可能である場合をいう。
 注3. 「レセコン有」とはレセプト作成業務を電算化している場合をいう。
 注4. 「少数該当」とは、月間平均請求件数が医科・調剤で100件以下、歯科で50件以下の場合をいう。
 注5. 「既設」とは、平成21年4月1日時点において現存している機関をいう。

レセプトのオンライン請求における代行請求イメージ

オンライン請求設備を持たない診療所等が代行請求機関を通じてオンライン請求を行う場合のイメージ



- ① 診療所等で、レセコン(レセプトを作成するためのコンピュータ)もしくは手書きにより、従来通りに紙レセプトを作成する。(レセプト電算に対応したレセコンを保有している場合は、紙に印刷せず、FD等の媒体へ電子レセプトを作成する。)
- ② 代行請求機関へ、レセプト(紙もしくは媒体)を送付する。
- ③ 代行請求機関では、紙レセプトの電子化を行う。
- ④ 代行請求機関から複数診療所等のレセプトデータを審査支払機関のオンライン請求システムへ送信する。